平成２８年（フ）第９７号
茨城県土浦市港町２丁目２番30―214号　サンライフ土浦港町
破産者　池田　　淳
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８７号
群馬県伊勢崎市平和町10番15号
破産者　根岸万里奈
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４号
群馬県伊勢崎市波志江町4356番地11
破産者　青木　哲之
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２８４号
横浜市鶴見区生麦４丁目31番22号、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市中妻３丁目２番地１　ミヤシタマンション302
破産者　實川　高由
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６６号
埼玉県上尾市大字平塚2135番地70
破産者　平原健次郎
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９８号
さいたま市南区太田窪５丁目28番５号　ホリーパレス南浦和203
破産者　高橋　勝司
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９３号
大阪府大阪狭山市西山台１丁目28番３号
破産者　櫻井喜代治
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
大阪府和泉市伯太町４丁目15番31号
破産者　中川　賢一
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
大阪府岸和田市下池田町３丁目13番１―1004号
破産者　遠藤　一誠
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
大分県臼杵市大字中津浦937番地の１、申立時の住所福岡県久留米市京町295番地１　千歳ビル301号
破産者　板井　信司
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５５号
福岡県大野城市筒井５丁目15番20号　筒井宿舎203号、申立時の住所福岡県小郡市三沢3900番地10
破産者　高野　美和（旧姓上瀧）
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９８７号
札幌市東区北43条東１丁目６番13―402号
破産者　竹村　宜記
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１００７号
札幌市白石区南郷通１丁目南10番７―307号
破産者　久保　初美
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１１６号
札幌市豊平区豊平７条９丁目１番１―407号
破産者　中村　由夫
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６号
茨城県行方市麻生1444番地（ストーンハイツＡ棟）
破産者　霜鳥　五郎
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１４号
群馬県利根郡みなかみ町後閑1313番地
破産者　番場　　豊（旧姓須田）
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
さいたま市見沼区東大宮２丁目54番地３　ファミール東大宮Ａ101、旧住所さいたま市見沼区東大宮３丁目２番地65
破産者　佐々木　翼
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６０号
埼玉県久喜市栗橋北１―４―11、住民票上の住所埼玉県久喜市栗橋北１丁目２番１―106号
破産者　並木印刷こと　並木　欣次
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６１号
埼玉県久喜市栗橋北１―４―11、住民票上の住所埼玉県久喜市栗橋北１丁目２番１―106号
破産者　並木奈津子
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係